

2026年2月27日

医学的査定結果が即時にわかる 「デジタル告知」の対象商品を拡大へ ～3/2より「ネオ de いりよう 健康プロモート」を追加～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：上原高志、以下「当社」）は、お客さまの利便性向上および代理店のみなさまの生産性向上を目的として、2024年12月より、申込時の質問項目をお客さまがお答えしやすい形式に再構築することで申込時の告知と同時に医学的査定結果が即時にわかる「デジタル告知」サービスの取扱を開始しております。^{※1}

そして、この度、「デジタル告知」サービスを通じたお客さまのさらなる利便性向上を企図し、2026年3月2日（月）より「デジタル告知」サービスの拡大として「ネオdeいりよう 健康プロモート」を対象商品に追加いたします。

※1【参考】[2024年11月29日発信ニュースリリース「デジタル告知」の取扱開始について](#)

■「デジタル告知」サービスの対象商品拡大

 医療保険
 がん保険
 三大疾病一時給付保険
 特定生活習慣病入院一時給付保険
 認知症保障 toスマイル

 引受基準緩和型医療保険	2026年3月2日より追加
---	---------------

※2 「認知症保障保険」は、その他対象商品とのセット申込みの場合に、「デジタル告知」サービスをご利用いただけます。

今後も当社ビジョンである「“生命保険から人生保険へ” 小さな人生不安にも、向き合う保険サービスを。」の実現に向けてお客さまの利便性向上に取り組んでまいります。

■参考

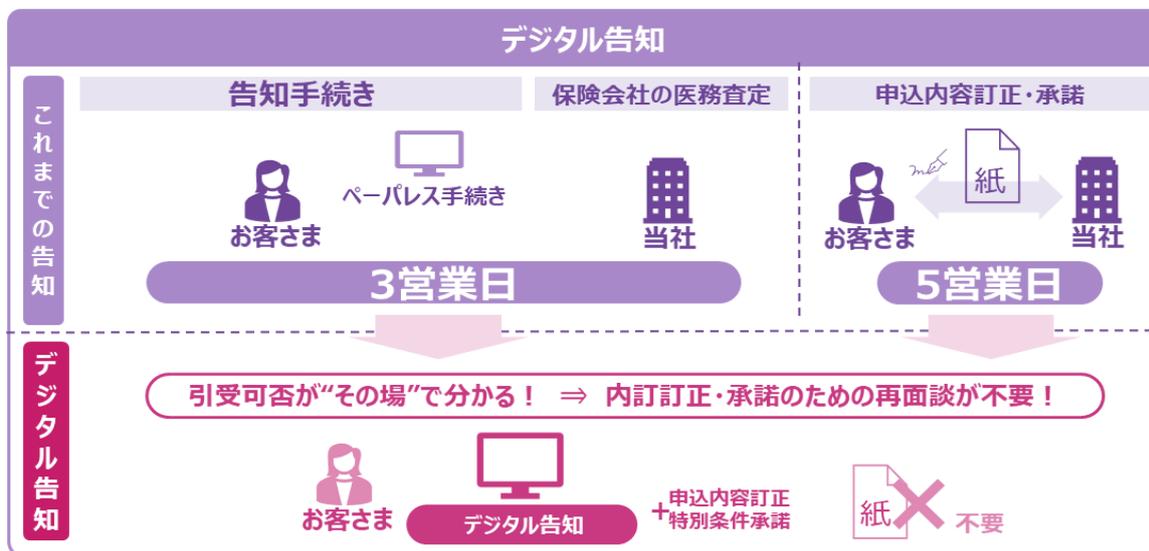
「デジタル告知」サービスのポイントとメリット

	お客さまにとって	代理店のみなさまにとって
即時査定※ ³ による 契約成立の早期化	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込手続き時に査定結果がその場でわかる ● 特別条件付加時に内容訂正・承諾のための再面談不要 ● いち早く保険証券をお届け 	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入可否や特別条件※⁴有無が即時でわかることによる生産性向上
告知内容の簡便化によるスムーズな告知手続きの実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 「思い出す労力・手間」の削減 ● 想起しやすい告知項目による告知のしやすさ向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前準備時間の削減 ● 告知が漏れにくい質問項目

※3 「デジタル告知」の査定結果はお客さまに告知いただいた内容の医学的査定結果となり、当社への過去の申込内容や給付歴等の審査は申込後に別途実施します。

※4 保険契約の締結の際、被保険者の健康状態その他が当社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、特定部位・指定疾病不担保法によって支払に条件が付く取扱です。

【お手続きイメージ】



以上